0 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第二十一号)

正 正 |前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。) は、 後欄に掲げる対象規定として移動し、 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 改正前欄に掲げる対象規定を改 これを加える。 改

## 第 き事 提供する事項があることを明らかにしなければならない。 書類又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により 類に記載することを要しない。 ある場合には、 下この項において「電磁的方法」という。)により提供する事項が 当該株主総会に関する書面に記載している事項又は令第三十六条の 下この項及び第四項並びに第四十四条において同じ。)及びその他 議決権行使書面 第三百二十五条において準用する場合を含む。)に規定する株主総 いて準用する場合を含む。 会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。)、 第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法 同 般 項のうち、 の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべ 的 略 記載事項等) これらの事項は、 株主総会参考書類 (同法第三百一条第一 改 )に規定する議決権行使書面をいう。 この場合においては、 正 被勧誘者に対して提供する参考書 (会社法第三百一条第一 項 後 (同法第三百二十五条にお 株主総会参考 項 (同法 议 以 2 第 第三百二十五条において準用する場合を含む。)に規定する株主総 き事項のうち、 があることを明らかにしなければならない 権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項 ことを要しない。この場合においては、 いて「電磁的方法」という。)により提供する事項がある場合には くは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法(以下この条にお に関する書面に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若し 下この項及び第四十四条において同じ。)及びその他当該株主総会 いて準用する場合を含む。)に規定する議決権行使書面をいう。 議決権行使書面 会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。 これらの事項は、 条 同 般 の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべ 的 同上 記載事項 株主総会参考書類 (同法第三百一条第一 等 被勧誘者に対して提供する参考書類に記載する 改 正 (会社法第三百一条第一 項 前 株主総会参考書類又は議決 (同法第三百二十五条にお 項 (同法

以

4 6 5 3 場合には、これらの事項は、 理組織を使用して提出の手続を行った有価証券報告書 二十五条の三第三項の規定により同項に規定する開示用電子情報処 四十四条において同じ。)がとられているものがある場合には、こ 三百二十五条の三第一項 この場合においては、 事項を除く。)がある場合には、これらの事項は、 びこれらの訂正報告書を含む。 条の三第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。 れらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合にお る場合を含む。第四十四条において同じ。)の規定による電子提供 ならない 行規則第九十四条第一項に規定する措置が執られているものがある 五条の三第一項第二号に掲げる事項を記載しなければならない。 することを要しない。この場合においては、 うち定時株主総会に係るものに限り、 しているもの(同法第三百二十五条の三第一項各号に掲げる事項の いては、会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第九十五 参考書類に記載すべき事項のうち、 参考書類に記載すべき事項のうち、 参考書類に記載すべき事項のうち、 [略] (同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。第 同条第二項に規定するものを記載しなければ (同法第三百二十五条の七において準用す 参考書類に記載することを要しない。 第四十四条において同じ。)に記載 当該発行会社により会社法施 当該発行会社が会社法第三百 当該発行会社により会社法第 議決権行使書面に記載すべき 会社法施行規則第九 参考書類に記載 (添付書類及  $4\|$ 3 [項を加える。 行規則 \_項を加える。 に規定するものを記載しなければならない。 書類に記載することを要しない。 る措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、 参考書類に記載すべき事項のうち、 同上 (平成十八年法務省令第十二号) この場合においては、 当該発行会社により会社法施 第九十四条第一項に規定す

同条第二項

7

[略]

(書類の写し等の提出を要しない場合)

第四十四条 き事項 措置がとられている場合とする 使書面に記載すべき事項について同条第一 であり、 規定により同項に規定する開示用電子情報処理組織を使用して提出 の手続を行った場合における有価証券報告書に記載されている場合 提供措置がとられている場合若しくは株主総会参考書類に記載すべ き事項について会社法第三百二十五条の三第一項の規定による電子 議決権を行使することができる者に限る。)の全てに対し、株主総 同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主(当該総会において 会参考書類が交付されている場合又は株主総会参考書類に記載すべ (定時株主総会に係るものに限る。) について同条第三項の かつ、議決権行使書面が交付されている場合又は議決権行 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、 項の規定による電子提供

備考

表中の

の記載は注記である。

5 同上

第四 議決権を行使することができる者に限る。)のすべてに対し株主総 同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主(当該総会において 一四条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、

会参考書類及び議決権行使書面が交付されている場合とする。

(書類の写し等の提出を要しない場合)

- 3 -